

北海道和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

北海道の区域内で和服裁縫業に係る業務（主として手縫いにより行う業務に限る。）に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ右欄に掲げる金額

品目	規格		金額	
	生地	仕立て方		
中振袖	絹	あわせ	1枚につき 23,000円	
留袖	絹	比翼あわせ	1枚につき 25,000円	
訪問着（付下げ含む）	絹	あわせ	1枚につき 16,500円	
長着	絹	あわせ	1枚につき 13,500円	
	絹	ひとえ	1枚につき 12,800円	
	ウール		1枚につき 6,500円	
羽織	絹	あわせ	1枚につき 10,500円	
	ウール	ひとえ	1枚につき 6,000円	
長襦袢	絹	ひとえ	1枚につき 7,500円	
	合成繊維	ひとえ	1枚につき 5,700円	
名古屋帯	絹	8寸まつり	1枚につき 3,000円	
	絹	8寸まつり（総かがり）	1枚につき 3,400円	
	絹	9寸芯入れ	1枚につき 4,000円	
袋帯	絹	芯入れ	1枚につき 4,000円	
喪服	絹	あわせ	1枚につき 13,700円	
	絹	ひとえ	1枚につき 12,800円	
コート	雨コート	絹	ひとえ	1枚につき 13,500円
	道行	絹	あわせ	1枚につき 13,500円
	輪奈	絹	あわせ	1枚につき 15,500円
ゆかた	綿	ひとえ	1枚につき 5,300円	

4 効力の発生日 平成14年3月22日

最低工賃額以上の工賃を支払わないと、家内労働法違反となり処罰されることがあります。

北海道労働局・労働基準監督署（支署）